

# 産業医の権限強化に関する法改正で会社を実施すべきこと

2020. 4

## 1. 事業者が産業医に与えなければならない具体的な権限

- (1) 事業者又は総括安全衛生管理者へ直接意見をいう権限
- (2) 健康管理等のための必要な情報を労働者から収集すること
  - 情報の収集方法例
    - ・ 巡視の際直接本人に尋ねる
    - ・ その他必要な方法で
  - 収集時の留意点
    - ・ 本人の同意無しで会社側に伝達することによる本人の不利益に配慮する
    - ・ あらかじめ衛生委員会等で収集に関する取り決めをしておくことが望ましい
- (3) 労働者の健康を確保するため緊急の必要がある場合における労働者への必要な措置の指示
  - 緊急の場合の例
    - ・ 保護具をしないで有害物を取り扱うことによる、災害発生の危険
    - ・ 熱中症の危険があり、即対応が必要

## 2. 労働者の健康確保の観点から衛生委員会等に対しての調査審議を求めた場合

調査審議を求める場合は、産業医が衛生委員会に出席して求める

- 調査審議依頼の例
  - ・ 有害作業環境の測定を実施し、必要な対策を検討
  - ・ ストレスチェック受検者率が低い原因を調査し、対策を検討
  - ・ 保護具の着用率が低い理由と対策を検討
  - ・ 長時間労働する原因と削減方法

## 3. 労働者が産業医等に直接健康相談ができる環境整備

- (1) 下記①～③の情報を労働者に周知することを事業者が義務付け  
(※労働者 50 人未満の事業者は努力義務)
  - ① 産業医の業務の内容
  - ② 産業医への健康相談の申出方法
  - ③ 産業医による労働者の健康情報の取扱い方法従業員の安心のため、健康相談内容、面接指導結果など産業医が知り得た情報の取扱い、情報共有範囲、保管方法など
- (2) 産業医等が労働者からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等(事業者の努力義務)  
(※労働者が 50 人未満事業者も含む)  
だれもが気兼ねなく相談できるため、プライバシーが確保できる相談場所の整備、相談時間への配慮など

- 周知の方法
  - ・ 常時各作業場の見やすい場所に掲示又は備え付け
  - ・ 各人に書面で交付
  - ・ 各作業場に常時見やすい状態で P C 内に保管